

小学生の医療費助成がはじまります!!

10月診療分から児童医療費制度がスタート

今月から、健康保険に加入している小学生のお子さんが病気やけがで医療機関に受診した時、保険診療の一部負担金を助成します。受給券の交付はありませんので、資格登録申請後、助成申請書に医療機関に支払った領収書を添えて町に申請してください。

児童医療費助成の対象となる方

- ・横芝光町内に住所がある小学生（盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の児童を含む）
 - ・横芝光町が行う国民健康保険の住所地特例被保険者（いわゆる[㊦]）である小学生
- ※ただし、お子さんが次に該当する場合は除きます。
- ・健康保険に加入していない場合

助成できるもの

- ・生活保護・里親等の他制度により助成を受けられる場合
- ・小学校の就学義務の猶予により、乳幼児医療費の助成が受けられる場合
- ・他市区町村が行う国民健康保険の住所地特例被保険者（いわゆる[㊦]）である場合
- ・小学生のお子さんが、病院や薬局等で健康保険の適用される診療や投薬を

資格登録の流れ

